

参考資料2

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会(第6期-第5回)
H24.12.14

24文科振第496号

平成24年12月4日

各国公立大学長 殿

文部科学省研究振興局長

吉田 大輔

(印影印刷)

平成25年度からの共同利用・共同研究拠点の認定の公募 について（通知）

大学の共同利用・共同研究拠点制度については、平成20年7月31日付け20文科振第801号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の施行について（通知）」でお示したところですが、平成25年度からの共同利用・共同研究拠点の認定について、別添「平成25年度からの共同利用・共同研究拠点の認定の公募について」により公募を行うこととしますので、お知らせいたします。

つきましては、本拠点の認定を希望される大学におかれてましては、本制度の趣旨等に十分御留意の上、別添に基づき、必要な調書等を作成し申請いただくようお願いします。

【本件に関する問合せ先】

○国立大学

担 当：学術機関課 大学研究所・研究予算総括係
(二瓶、蓮瀉、吉田)

電 話：03-5253-4111 (内線4084)

メール：gakkikan@mext.go.jp

○公立大学、私立大学

担 当：学術機関課 機構調整・共同利用係
(高橋、沼田、横山)

電 話：03-5253-4111 (内線4085)

メール：gakkikan@mext.go.jp

平成25年度からの共同利用・共同研究拠点の認定の公募について

1. 制度の趣旨

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきました。

従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきましたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要です。

このため、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点（以下、「拠点」という。）の認定制度を設けました。

本制度の実施により、広範な研究分野にわたり共同利用・共同研究拠点が形成されるなど、我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の進展が期待されます。

2. 公募対象

- ・ 単独の拠点を旨す、国立大学、公立大学、私立大学の研究施設
- ・ ネットワーク型の拠点を旨す、国立大学、公立大学、私立大学の研究施設

※私立大学には、学校設置会社が設置する大学及び放送大学を含む（本資料において以下同様。）。

※ネットワーク型の拠点とは、研究分野の特性に応じ、他大学も含めた複数の研究所や研究施設がネットワークを構成して拠点を設置すること。詳細は別紙2「よくある質問（Q&A）（参考）」を参照。

【留意事項】

＜共通事項＞

- ・ 認定を受けた研究施設を置く大学の学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に文部科学大臣に提出することとなっています。
- ・ 学長は、毎年度終了後3月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出することとなっています。
- ・ あわせて、拠点としての活動状況についての報告を求めることや評価を実施することがあります。
- ・ 上記のほか、拠点の趣旨・認定の基準等については、別紙1「共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）及び別紙2「よくある質問（Q&A）（参考）」を確認してください。

<国立大学>

- ・拠点としての有効期間は、認定日から平成28年3月末（第二期中期目標期間）までとします。
- ・平成28年4月以降については、改めて公募・審査を行います。
- ・認定を受けた研究施設の中期目標への記載、国立大学運営費交付金による経費支援については、平成26年度からを予定しています。

<公立大学、私立大学>

- ・拠点としての有効期間は、認定日から平成31年3月末（6年間）とします。
- ・平成25年度概算要求に「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」を計上しており、今回新たに認定された拠点（現在認定されている拠点が再認定された場合を除く）は同事業による財政支援を申請することができます（今後の予算編成をまって別途公募を行う予定です。）。

3. 拠点認定に係るスケジュール

今回の公募は、「事前相談期間」及び「申請書受付期間」を設けることとします。申請を検討している大学は、あらかじめ次ページの「本件に関する問い合わせ先」まで相談いただくようお願いします。

(1) 事前相談期間

平成24年12月10日（月）～平成25年1月21日（月）

(2) 申請書受付期間

平成25年1月24日（木）～平成25年1月28日（月）

(3) その後のスケジュール（予定）

平成25年2月上旬～3月下旬 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境
基盤部会での審議

平成25年4月 文部科学大臣の認定

4. 申請に係る各種様式等

申請書の記載に当たっては、後日、文部科学省ホームページに掲載する「共同利用・共同研究拠点 申請書」及び「共同利用・共同研究拠点 申請書記入要領」をご利用ください。（12月中旬掲載予定）

なお、平成22年度認定の際の申請書及び申請書記入要領（参考1「共同利用・共同研究拠点 申請書（参考）」、参考2「共同利用・共同研究拠点 申請書記入要領（参考）」）を添付しますので参考としてください（今後、変更の可能性がありますので、留意してください）。

5. 申請書の提出

申請書は関係書類等を同封の上、原本1部、コピー20部（計21部）を郵送にて提出してください。（平成25年1月28日（月）必着）

<申請書提出先>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術機関課 大学研究所・研究予算総括係

【本件に関する問い合わせ先】

○国立大学

担 当：学術機関課 大学研究所・研究予算総括係
（二瓶、蓮潟、吉田）

電 話：03-5253-4111（内線4084）

メー ル：gakkikan@mext.go.jp

○公立大学、私立大学

担 当：学術機関課 機構調整・共同利用係
（高橋、沼田、横山）

電 話：03-5253-4111（内線4085）

メー ル：gakkikan@mext.go.jp

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

(平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号)

(平成二十一年八月二十日 一部改正)

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

(認定の基準)

第三条 規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他第三条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第二十二号）の施行の日から実施する。

共同利用・共同研究拠点 よくある質問（Q & A）（参考）

※現在、文部科学省ホームページに掲載されている「よくある質問（Q & A）」を転記したもので、今後、追加・修正の可能性がります。

《制度関係》

1. 共同利用・共同研究拠点制度の創設の趣旨は何か。

我が国においては、研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型の学術研究は、個々の大学の研究所等のほか、大学の枠を越えて大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行うという「共同利用・共同研究」のシステムにより推進されてきました。

従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所・研究施設や大学共同利用機関を中心に推進されてきましたが、国全体の学術研究の更なる発展のため、国公私を問わず、高いポテンシャルを有する研究施設を共同利用・共同研究拠点として整備することが求められています。

このため、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会における報告（平成 20 年 5 月）を踏まえ、文部科学省では平成 20 年 7 月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学の研究所や研究施設を文部科学大臣が共同利用・共同研究拠点として認定する新たな制度を創設しました。

2. これまで実施されてきた共同利用・共同研究システムとはどのようなものか。

共同利用・共同研究システムは、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の国公私立大学の研究者の共同利用に供し、または共同研究を行うことで、大学の枠を越えて全国の研究者の知を結集し、当該分野の学術研究を効果的・効率的に推進するシステムであり、これまでは国立大学の全国共同利用型の附置研究所等及び大学共同利用機関を中心に行われてきました。

国立大学の全国共同利用型の附置研究所は、特定の大学に附置された研究所であるとともに、全国の研究者コミュニティに開かれた共同利用・共同研究を行う研究組織です。全国共同利用型の研究施設も、同様に共同利用・共同研究を実施してきました。

また、大学共同利用機関は、学術の進展に伴い、個々の大学の枠を越え、全国的視点に立った研究者等の結集や共同利用・共同研究の実施が可能な組織として設置されています。

これらの研究組織を中心として行われてきた共同利用・共同研究システムは、これまでの我が国の学術研究の発展に大きく貢献してきました。

3. これまで国立大学において実施されてきた「全国共同利用」と今回の「共同利用・共同研究拠点」の違いは何か。

これまで国立大学の全国共同利用型の附置研究所等において実施されてきた「全国共同利用」の基本的な考え方は「共同利用・共同研究拠点」に踏襲されています。

主な共通点と相違点は、以下のとおりです。

○主な共通点

- ・国公立大学等の研究者に共同利用・共同研究の課題等を広く公募し、公正に採択
- ・開かれた運営体制を確保し、運営に外部研究者の意見を反映
外部研究者への支援体制を整備

○主な相違点

- ・これまで国立大学の全国共同利用型の附置研究所・研究施設において行われてきた共同利用・共同研究システムを、公私立大学にも拡大
- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に
- ・これまでの全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に
- ・学校教育法施行規則の改正等により、共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けを明確化

《申請関係》

4. 拠点の申請にあたり、研究所や研究施設の規模に制限はあるか。

研究所等の規模に特に制限はありません。ただし、安定的・継続的に共同利用・共同研究を推進できる運営体制（例：専任教員・技術職員・事務職員等の配置、学内の予算配分等）が構築できるかなど、大学として事前に十分検討していただくことが必要です。

5. 研究科や学部に附属する研究施設の拠点化は可能か。

研究科や学部附属の研究施設については、当該研究科や学部の目的に沿い、教育研究活動の一環として設置されるものであり、こうした本来の目的・活動と研究者コミュニティに開かれた共同利用・共同研究の拠点としての活動との整合が図られるのか、また、安定的・継続的に共同利用・共同研究を推進することができる運営体制が構築できるか等の点について、大学として十分検討することが必要です。

一般的には、研究科や学部という教育を中心とした組織に附属する研究施設が、共同利用・共同研究拠点として認定されるケースは少ないと考えられます。詳細につきましては文部科学省学術機関課へお問い合わせください。

6. 一大学から複数申請することは可能か。

可能です。その場合には、それぞれの拠点について申請を行っていただくことが必要です。

7. 研究所や研究施設の一部が拠点となることは可能か。

研究所等の一部（例：研究所附属の研究センター）について単独で拠点申請する

ことは可能ですが、その場合は、極端に細分化された組織では現実的に拠点としての役割を果たすことは困難と考えられるため、例えば1研究室等ではなく、大学の学則等の学内規程に位置付けられた研究組織であることが必要です。また、当該研究所等の全体の目的・活動等との関係や、円滑な運営が確保できるか等について、十分考慮されることが必要です。

8. 一つの研究所や研究施設が複数の拠点となることは可能か。

一つの研究所等が複数の拠点に申請すること（例：研究所附属のA研究センターとB研究センターがそれぞれ別の拠点化を目指す場合）は可能ですが、前問への回答と同様な点について、十分な考慮が必要です。

なお、研究所等の一部又は全部が重複して複数の拠点となることはできませんのでご注意ください（例：研究所全体が拠点化する一方で、その附属研究センターが別の拠点となるような場合）。詳細につきましては文部科学省学術機関課へお問い合わせください。

9. 共同研究の実績のない研究所や研究施設が拠点となることは可能か。

共同利用・共同研究拠点は、関連研究者の要請に基づいて活動し、当該分野の学術研究を効果的・効率的に推進するものです。したがって、一般論として言えば、関連研究者との共同研究の実績がない場合、関連研究者からの十分な要請や、当該分野の拠点として共同利用・共同研究を推進できる見通し等の観点から、ただちに拠点となりうる可能性は低いものと考えられます。詳細につきましては文部科学省学術機関課へお問い合わせください。

10. 研究分野の特性に応じ、同じ研究分野内でも複数拠点が可能とあるが、どのような拠点が認定されるか。

これまでの国立大学の全国共同利用型の附置研究所等は、一分野一拠点を原則としてきましたが、今回の拠点制度においては、研究分野の特性により、複数の拠点を設ける等の柔軟な形態を可能としました。

具体的にどのような分野においてどういうタイプの複数拠点がありうるのかについては、一概にお答えできませんが、一般論として言えば、例えば以下のようなケースが考えられます。

1. 一定の役割分担の下で相互に連携を図る複数の拠点を設けるパターン
2. 一定の地域毎に複数の拠点を設けるパターン
3. カバーする研究分野の広さや、研究手法の違い、重点を置く研究テーマの違い、隣接する学問分野との関連性等により複数の拠点を設けるパターン

11. 認定後に申請内容を変更することは可能か。

拠点として認定された際の基本的な事項を大幅に変更することは認められません（例：目的の大幅な変更）。その場合は、改めて申請していただくこととなります。

その他、共同利用・共同研究の進展状況等に伴う変更等、詳細につきましては文部科学省学術機関課へお問い合わせください。

12. 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類とは具体的にどのようなものか。

具体的には関連学会等からの要望書を想定しています。学会としての提出が困難な場合には、個人名での要望書もあり得ますが、研究者コミュニティとしての要望であることを客観的に判断できるようなものであることが望まれます。

《ネットワーク型共同利用・共同研究拠点関係》

13. ネットワーク型の共同利用・共同研究拠点とは何か。

従来の全国共同利用は研究所や研究施設が単独で行ってきましたが、今回の共同利用・共同研究拠点制度では、研究分野の特性等に応じて、他大学も含めた複数の研究所や研究施設がネットワークを構成して拠点を設置すること（ネットワーク型共同利用・共同研究拠点）も可能とし、拠点形成の弾力化を図りました。

ネットワーク型共同利用・共同研究拠点の構想にあたっては、ネットワークを構成することにより拠点として何を指すのか、拠点として円滑な運営が可能か、ネットワーク化による各研究所等への影響等（各研究所等の目的・研究活動との整合性、円滑な運営が確保できるか等）について十分検討することが必要です。

14. 研究所や研究施設の一部がネットワーク型共同利用・共同研究拠点の構成機関となることは可能か。

基本的に可能ですが、その場合は、ネットワークへの参画による各研究所等への影響、拠点としての円滑な運営の確保、研究所等の全体の目的・研究活動との整合性等について十分検討することが必要です。詳細につきましては文部科学省学術機関課へお問い合わせください。

15. ネットワーク型拠点の構成機関に大学共同利用機関を含めることは可能か。

規定上、大学共同利用機関は認定の対象にはありませんが、ネットワーク型拠点を構成する1機関として参画することは可能です。詳細につきましては文部科学省学術機関課へお問い合わせください。

《有効期間関係》

16. 共同利用・共同研究拠点の有効期間について。

共同利用・共同研究拠点制度は、研究所や研究施設の組織としての取組を推進するものであり、研究分野等によっては長期的な視野に立った推進が必要なものもありますが、その場合であっても、研究者コミュニティの意向を踏まえ、共同利用・共同研究が適切に行われているか等について、定期的に評価や見直しが必要です。

有効期間は、このような観点から、拠点制度の趣旨に沿った活動が行われているかを定期的に評価・チェックするために設定しています。

なお、有効期間終了後も共同利用・共同研究拠点の継続を希望する場合は、有効期間終了前の適切な時期に改めて申請いただくこととなります。

共同利用・共同研究拠点 申請書 (参考)

※本申請書は、平成 22 年度認定の際の申請書であり、今後、変更の可能性がります。

大 学 名				
申 請 者	学 長 名			
	本部所在地	〒		
拠 点 の 名 称	(例：○○○○○拠点)			
申 請 施 設 の 名 称	(例：○○○研究所)			
研 究 分 野	※共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
申 請 施 設 の 代 表 者	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日 (歳)
	氏 名			
	所 属 部 署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		F A X	
E - m a i l				
1. 共同利用・共同研究拠点の全体概要				
<p>(1) 共同利用・共同研究拠点の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ※拠点の目的 ※拠点の全体計画の概要 ※拠点の目指す役割 ※拠点形成の必要性 ※全国的な学術研究の発展への寄与 				

(2) 共同利用・共同研究拠点の体制

※運営委員会等を中心とした体制を記入（全体的な体制が分かるように組織図等を用いて記入）

※ネットワーク型拠点の場合は、共同利用・共同研究拠点の構成図と役割分担を記入

2. 申請施設の概要

- ※申請施設の組織、人員、予算等
- ※申請施設における主な競争的資金の採択等の状況【別紙1】
- ※申請施設におけるこれまでの主な研究実績（成果等）【別紙2】
- ※学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付

組織（組織図等）

人員（平成21年4月1日現在）

教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	合計

※今後、拠点化にあたり、学内措置等により、人員の拡充等を予定している場合は、表を追加して予定の人員の内訳を記入して下さい。

人員（平成〇〇年〇月〇日現在（予定））

教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	合計

予算（申請施設の運営経費等） ○, 〇〇〇百万円（20年度決算額）

※上の経費には、競争的資金等の外部資金は含めないで下さい。ただし、申請施設の運営に大きく関わっている競争的資金等の外部資金がある場合は、その内訳を余白に記入して下さい。

3. 共同利用・共同研究の状況

(1) 共同利用・共同研究に供する施設、設備及び資料等の整備・利用状況【別紙3】

(2) 共同利用・共同研究の参加者に対する支援体制

※研究室等の提供状況 等

<p>(3) 運営委員会の状況 ※運営委員会の共同利用・共同研究拠点における位置付け・役割 ※設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付</p>
<p>(4) 共同利用・共同研究の課題の公募方法 ※共同利用・共同研究拠点としての研究課題等の公募・採択方法 ※採択を審議する組織の設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付</p>
<p>(5) 共同利用・共同研究に関する情報提供・情報発信 ※共同利用・共同研究に関する情報提供の内容・方法 ※共同利用・共同研究による研究成果の情報発信の仕組み</p>
<p>(6) 単年度の共同利用・共同研究への参加が見込まれる関連研究者数</p>
<p>(7) 申請施設が中心となった共同利用・共同研究の実績【別紙4】</p>
<p>4. 研究者コミュニティの状況</p> <p>※関連する研究者コミュニティの分野 ※関連する学会等の名称 ※研究者コミュニティからの要望の概要（要望書等を別途添付）</p>
<p>5. 共同利用・共同研究拠点の運営に対する支援体制</p>
<p>(1) 学内の支援体制 ※拠点における専任研究者・教育研究支援者等の措置状況 ※学内予算の配分状況 等</p>
<p>(2) 事務体制 ※拠点の事務体制について（組織図等を記入）</p>

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
	E - m a i l			

申請施設における主な競争的資金の採択等の状況

〇〇〇大学〇〇〇〇〇〇（申請施設名）

制度名	課題名	研究代表者	申請・採択状況	期間・予算規模
(例) 〇〇事業		〇〇 〇〇	採択	H18～H22 〇〇百万円
△△事業		△△ △△	採択	H19～H23 △△百万円
□□事業		□□ □□	採択	H19～H23 □□百万円
◇◇事業		◇◇ ◇◇	申請中	H21～H24 ◇◇百万円

（記入要領）

1. 申請施設で現在受け入れている主な競争的資金（他府省を含む）を記入すること
2. 「制度名」欄には、競争的資金制度（事業）等の名称を記入すること
3. 「研究代表者」欄には、各制度（事業）における研究代表者名を記入すること
4. 「申請・採択状況」欄には、各制度（事業）の申請・採択状況について記入すること
5. 「期間・予算規模」欄には、各制度（事業）の期間・予算規模（単位：百万円）を記入すること
6. 最初に採択されているものを記入し、その次に申請中のものを記入すること

申請施設におけるこれまでの主な研究実績（成果等）
（平成〇〇年度）

〇〇〇大学〇〇〇〇〇（申請施設名）

研究実績(成果等)の概要	研究代表者

※過去3年度（平成18～20年度）分の主な研究実績（成果等）を別葉で記入すること

共同利用・共同研究に供する施設、設備及び資料等の整備・利用状況
(平成〇〇年度)

〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

施設、設備及び資料等名	概 要	利用者数	うち共同利用・ 共同研究者数
(例) 〇〇施設		(例) 人(学内) 人(学外)	人(学内) 人(学外)
〇〇設備		人(学内) 人(学外)	人(学内) 人(学外)
〇〇文献データベース		アクセス	—

※過去3年度(平成18~20年度)分の実績(整備・利用状況)を別葉で記入すること

申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

1. 平成〇〇年度の主な共同利用・共同研究の概要

(平成〇〇年度総件数 〇〇件)

共同利用・共同研究課題名	共同利用・共同研究の概要

※過去3年度(平成18～20年度)分の実績を別葉で記入すること

2. 共同利用・共同研究者の受入れ状況（平成〇〇年度）

※ 当該申請施設が主催して行う共同利用・共同研究に参加した研究者の人数、延べ人数、所属機関数を記入すること（学内の研究者も含む）

※ 過去3年度（平成18～20年度）分の受入れ状況を別葉で記入すること

分 類	概 要 ※ テーマ、概要等を記載	人 数	延べ人数 (人・日)	所属 機関数
(例) 一般共同研究				
施設等利用型共同研究				
研究会・研究集会				
合 計				

注1：共同利用・共同研究者は以下の者を除き、共同利用・共同研究者の定義を、下の<共同利用・共同研究者の定義、カウント方法>欄に記入すること

- a 民間等の受託研究員制度、特別研究員制度等の他の制度で受け入れた研究者
- b 学生としての大学院生、外国人留学生等
- c 民間企業の研究者で当該企業の目的のために施設・設備及び資料等を利用する者

注2：延べ人数は以下の例を参考に考え、カウント方法を、下の<共同利用・共同研究者の定義、カウント方法>欄に記入すること

例1) 1つの共同利用・共同研究プロジェクトで2人が3日来所した場合

→ 人数2人、延べ人数6人・日

例2) 同一人物が2つのプロジェクト(A・B)に参加し、Aのために3日、Bのために4日来所した場合

→ 人数2人、延べ人数7人・日

注3：所属機関数は、実数（重複を取り除いた数値）で記入すること

<共同利用・共同研究者の定義、カウント方法>

※共同利用・共同研究者の定義、カウント方法を記入

共同利用・共同研究拠点 申請書記入要領（参考）

※本記入要領は、平成 22 年度認定のものであり、今後、変更の可能性があります。

I 共通留意事項

- ・申請書はすべて日本工業規格 A 4 版で作成して下さい。
- ・文字の大きさは 9 p t ～ 1 2 p t 程度で作成して下さい。
- ・誤記入があった場合は改めて作成して下さい。（訂正印、修正液の使用はご遠慮下さい。）
- ・作成にあたって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成して下さい。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成して下さい。
- ・共同利用・共同研究拠点の申請にあたっては、原則、学長からの申請として下さい。

II 申請書

- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入して下さい。
- ・「拠点の名称」欄は、○○○○拠点というように記入して下さい。
- ・「申請施設の名称」欄は、拠点となる組織の名称を記入して下さい。（例：○○○研究所）
なお、複数の施設がネットワーク型共同利用・共同研究拠点を構成する場合は、以下の例のように記入して下さい。

（例）

○○○研究所
（ネットワーク型共同利用・共同研究拠点を構成する他施設）
□□大学□□□研究所（中核拠点）
△△大学△△△研究センター
◎◎大学◎◎◎センター

- ・「研究分野」欄は、共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入して下さい。なお、科学研究費補助金の系・分野・分科・細目表の細目レベルの名称を参考に記入して下さい。
(http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/14_kouho/data/index/h21/21bunkasaimoku.pdf)

1. 共同利用・共同研究拠点の全体概要

- ・「(1) 共同利用・共同研究拠点の目的・概要」欄は、共同利用・共同研究拠点の目的、全体計画の概要、拠点の目指す役割、拠点形成の必要性、拠点の形成により全国的な学術研究の発展にどのように寄与するかなどについて記入して下さい。
- ・「(2) 共同利用・共同研究拠点の体制」欄は、当該拠点の運営委員会等を中心とした体制を記入して下さい。その際、全体的な体制が分かるように組織図等を用いて記入して下さい。ネットワーク型共同利用・共同研究拠点の場合は、拠点の構成図と役割分担を記入して下さい。

2. 申請施設の概要

- ・申請施設の組織、人員、予算等を記入して下さい。ネットワーク型共同利用・共同研究拠点については、当該申請施設の概要を記入して下さい。（ネットワーク型共同利用・共同研究拠点を構成する全ての申請施設の概要を記入する必要はありません。）
- ・人員を記入する表（以下、人員記入表）は、平成 21 年 4 月 1 日現在の現員数を記入して下

さい。なお、専任教職員を記入し、兼任教員や非常勤職員等については、()書きで、外数で記入して下さい。

今後、拠点化にあたり、学内措置等により、申請施設における人員の拡充等を予定している場合は、人員記入表を追加して、予定の人員の内訳を記入して下さい。

- ・予算は、申請施設の運営に係る人件費、運営費、研究費等を記入して下さい(前年度決算額)。その際、競争的資金等の外部資金は含めないで下さい。ただし、申請施設の運営に大きく関わっている競争的資金等の外部資金がある場合は、その内訳を記入して下さい。
- ・「申請施設における主な競争的資金の採択等の状況」を【別紙1】に記入して下さい。その際、申請施設の研究活動を代表する主な競争的資金を記入して下さい。
- ・「申請施設におけるこれまでの主な研究実績(成果等)」を、【別紙2】に過去3年度(平成18～20年度)分の主な研究実績(21世紀COE等の他の施策による実績を含む)を別葉で記入して下さい。

なお、申請時点において、平成21年度内に、顕著な研究実績(成果等)をあげている場合は、平成21年度分を別葉で作成(追加)し提出いただいてもかまいません。

記入にあたっては、新しい研究分野の開拓や、教育研究活動に反映した例、社会的ニーズとの関わり、社会貢献等に留意して下さい。

- ・学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付して下さい。

3. 共同利用・共同研究の状況

- ・「(1) 共同利用・共同研究に供する施設、設備及び資料等の整備・利用状況」を、【別紙3】に、過去3年度(平成18～20年度)分の実績を別葉で記入して下さい。申請施設が保有する施設、設備、学術資料・データベース等、概要及び利用数、アクセス数等を記入して下さい。

なお、申請時点において、平成21年度内に、利用数等の大幅な増加がある場合は、平成21年度分を別葉で作成(追加)し提出いただいてもかまいません。

- ・「(2) 共同利用・共同研究の参加者に対する支援体制」欄は、共同利用・共同研究者に対する研究室、パソコン等の提供状況、図書館等の開放状況、データベース等へのアクセス状況、宿泊施設の確保状況、申請施設の利用に関する技術的支援の状況等を記入して下さい。
- ・「(3) 運営委員会の状況」欄は、運営委員会の共同利用・共同研究拠点における位置付け・役割について記入して下さい。その際、設置規則(案)及び委員名簿(案)を別途添付して下さい。
- ・「(4) 共同利用・共同研究の課題の公募方法」欄は、共同利用・共同研究拠点としての研究課題等の公募・採択方法を記入して下さい。なお、採択を審議する組織の設置規則(案)及び委員名簿(案)を別途添付して下さい。
- ・「(5) 共同利用・共同研究に関する情報提供・情報発信」欄は、外部の研究者等に対する共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況等の情報の提供方法や、共同利用・共同研究による研究成果の対外的な情報発信の仕組みについて記入して下さい。
- ・「(6) 単年度の共同利用・共同研究への参加が見込まれる関連研究者数」欄は、共同利用・共同研究への参加が見込まれる関連研究者数を記入して下さい。その際、見込まれる参加研究者数約〇〇人(延べ約〇〇〇人・日)というように、見込まれる実人数と延べ人数を記入して下さい。
- ・「(7) 申請施設が中心となった主な共同利用・共同研究の実績」を、【別紙4】に、過去3年度(平成18～21年度)分の実績を別葉で記入して下さい。枠外上段()書きの部分に共同利用・共同研究の総件数を記入した上、その中で主な共同利用・共同研究課題名及びその概要を5～7件程度記入して下さい。

また、②共同利用・共同研究者の受入れ状況は、申請施設が主催して行う共同利用・共同研究の分類にしたがい、その概要、参加した研究者の人数、延べ人数、所属機関数を記入して下さい。分類については、例を参考に各大学の内規等に基づく共同研究の分類を記入して下さい。また、注1～注3を留意の上カウントし、「共同利用・共同研究者の定義、カウント方法」欄に、カウントにあたっての共同利用・共同研究者の定義、カウント方法を記入して下さい。

なお、申請時点において、平成21年度内に、顕著な共同利用・共同研究の実績をあげている場合や参加者数の大幅な増加がある場合は、平成21年度分を別葉で作成（追加）し提出いただいてもかまいません。

4. 研究者コミュニティの状況

- ・関連する研究者コミュニティの分野、関連する学会等の名称、研究者コミュニティからの要望の概要等を記入し、要望書等を別途添付して下さい。

5. 共同利用・共同研究拠点の運営に対する支援体制について

- ・「(1) 学内の支援体制」欄は、共同利用・共同研究拠点に措置することを予定している専任の研究者・教育研究支援者等や学内で予定している予算措置等、拠点に対する学内の支援の状況を記入して下さい。
- ・「(2) 事務体制」欄は、共同利用・共同研究拠点を運営していく上での事務体制について、組織図等を用いて記入して下さい。また、「事務担当責任者」欄の関係箇所も併せて記入して下さい。

審議に当たっての主な観点（参考）

※以下は、平成22年度認定に当たって、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点に関する作業部会が取り決めた「審議に当たっての主な観点」であり、参考にしてください。なお、今後の審議により変更の可能性あります。

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。

（規程第3条第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設が以上を満たしているか。

等

② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

（規程第3条第2号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・ 競争的資金の採択状況
 - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 当該分野における各拠点の特徴
 - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
 - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
 - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
 - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

等

③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。

（規程第3条第3号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数 等）。

等

④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員

で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

(規程第3条第4号関連)

- 申請施設の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか(例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか)。

等

⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。

(規程第3条第5号関連)

- 関連研究者その他の申請施設の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

等

⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。

(規程第3条第6号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

等

⑦ 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究

への参加に関する情報の提供を広く行っているか。 (規程第3条第7号関連)

○ 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。

- ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
- ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
- ・ 申請施設における研究の成果
- ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等

等

⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれているか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。

(規程第3条第8号及び9号関連)

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 関連する学会等からのサポートレターにおいて、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠である理由が具体的かつ明確に記載されているか。また、拠点の形成により、当該研究分野の発展に寄与することが判断できるものとなっているか。
- 個人名のサポートレターの場合、それが一定の研究者コミュニティを代表する要請であると判断できるものか。

等

⑨ 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか (学校教育法施行規則第143条の3第2項関連)

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。

等